

対象施設ごとの要件

○病院、有床診療所、無床診療所の場合

以下の①～⑧の全てを満たす必要があります。

- ①申請日時点で愛知県内に所在している。
- ②申請日時点で東海北陸厚生局へ保険医療機関の届出を行っている。
- ③令和4年度内に光熱費（電気料金・ガス料金）の支払実績（支払見込）を有している。
- ④令和4年度内に閉院しない。
- ⑤令和4年度内に休業する（している）場合は、年度内に再開する。
- ⑥施設内で診療を行っている。（訪問・出張診療のみで運営していない。）
- ⑦既に本支援金の交付を受けていない。
- ⑧他の自治体から光熱費高騰対策の補助金等の交付を受けていない。

○歯科診療所の場合

以下の①～⑧の全てを満たす必要があります。

- ①申請日時点で愛知県内に所在している。
- ②申請日時点で東海北陸厚生局へ保険医療機関の届出を行っている。
- ③令和4年度内に光熱費（電気料金・ガス料金）の支払実績（支払見込）を有している。
- ④令和4年度内に閉院しない。
- ⑤令和4年度内に休業する（している）場合は、年度内に再開する。
- ⑥施設内で診療を行っている。（訪問・出張診療のみで運営していない。）
- ⑦既に本支援金の交付を受けていない。
- ⑧他の自治体から光熱費高騰対策の補助金等の交付を受けていない。

○薬局の場合

以下の①～⑦の全てを満たす必要があります。

- ①申請日時点で愛知県内に所在している。
- ②申請日時点で愛知県知事（又は市長）の薬局開設の許可を受けている。
- ③令和4年度内に光熱費（電気料金・ガス料金）の支払実績（支払見込）を有している。
- ④令和4年度内に閉店しない。
- ⑤令和4年度内に休業する（している）場合は、年度内に再開する。
- ⑥既に本支援金の交付を受けていない。
- ⑦他の自治体から光熱費高騰対策の補助金等の交付を受けていない。

○助産所の場合

以下の①～⑧の全てを満たす必要があります。

- ①申請日時点で愛知県内に所在している。
- ②申請日時点で愛知県知事（又は市長）に助産所開設の届出を行っている。
- ③令和4年度内に光熱費（電気料金・ガス料金）の支払実績（支払見込）を有している。
- ④令和4年度内に廃業しない。
- ⑤令和4年度内に休業する（している）場合は、年度内に再開する。
- ⑥令和4年度内に自らの施設内で分娩を取り扱った実績を有している。
- ⑦既に本支援金の交付を受けていない。
- ⑧他の自治体から光熱費高騰対策の補助金等の交付を受けていない。